

事 務 連 絡

平成 29 年 1 月 27 日

各市町村立学校長 様

埼玉県教育局教育総務部教職員課長

(公印省略)

平成 28 年分給与所得の源泉徴収票の一部再配布について（依頼）

日頃より適正な給与支給事務について、御協力いただきお礼申し上げます。

源泉徴収票の配布について、平成 29 年 1 月 24 日付教職第 1180-4 号にて処理をしていただいているところですが、表示内容のうち「新個人年金保険料の金額」と「旧個人年金保険料の金額」が逆に印字されている職員が一部いることが判明いたしました。つきましては、お手数をおかけしますが、下記のとおり処理をお願いします。

記

1 再配布対象職員

個人年金保険料の金額に記載がある職員

2 処理方法

小中学校県費事務システムで受給者交付用と所属所用を配信します。「1 の再配布対象職員」に受給者交付用を印刷して、1 月 31 日（火）までに配布してください。

該当者の所属所用も併せて印刷して、各所属で保管してください。

※ 平成 29 年 2 月 10 日（金）まで、受給者交付用の源泉徴収票の印刷は可能です。

3 配信予定日時

平成 29 年 1 月 30 日（月）午後 1 時

4 その他

- ・ 誤表記された源泉徴収票は適切に処分してください。
- ・ 個人年金保険料の申告がない職員の源泉徴収票は正しく印字されておりますので差し替えは不要です。

担当：給与支給・システム管理担当

電話：048-830-6671